

## 9 平時の運用

### 9.1 このマニュアルの管理

#### 9.1.1 改廃

- ◇ このマニュアルの改正は自治会防災部企画会議で発議し、防災部長が承認します。
- ◇ このマニュアルの改正は、改正後もっとも近く行われる自治会定例会、および運営委員会で報告し、共有します。
- ◇ 別冊2については、役職者の交代、保管物の状況変更等に伴い、本文とは別個に改正します。
- ◇ 改正に際しては、配付先の旧文書を回収、廃棄し、表紙に連番を付した最新版を配付します。

#### 9.1.2 配付先

- ◇ このマニュアルは「本文」、「別冊1（谷本中拠点運営開設マニュアル別冊1 掲示物と雛型）」、「別冊2（谷本中拠点運営開設マニュアル別冊2 名簿とリスト）」で構成しています。
- ◇ 別冊2については電話番号など、個人情報を含むため、配付先を限定します。
- ◇ 別冊2 の配付先
  - ・ 自治会館（1部）、拠点（1部）、運営委員（各1部）、消防署（1部）、谷本中学校（3部）
  - ・ 配付総数＝6＋運営委員人数
- ◇ 本文＋別冊1 の配付先
  - ・ 別冊2の配付先のほかに、梅が丘自治会ブロック長（x部）に配付します。
  - ・ 配布部数＝x＋別冊2配付部数

### 9.2 平時の準備（課題：表の拡充/整備）

- ◇ このマニュアルの定める運用を、災害時確実に実施するため、平時において下記の準備を実施し、維持します。

拠点開設に平時の準備事項				
作業	目的	責任者	実施時期	作業内容 備考
マニュアル記載の表の維持&更新	適宜最新版に更新	副委員長	適宜	情報委員長と協力して行う。
防災備品&備蓄品の確認	//	//	適宜	物資委員長と協力して行う。
xx表の更新				

### 9.3 訓練

#### 9.3.1 防災訓練

- ◇ 9月、1月に、自治会員を主な対象とする、防災訓練を実施します
  - ・ 9月/自治会防災訓練
    - 自治会防災部が企画します。
    - 通常はいつとき避難場所（公園）で実施します。
  - ・ 1月/自治会防災訓練+防災拠点防災訓練
    - 自治会防災部で案をつくり防災拠点運営委員会で決定します。
    - 通常は、自治会防災訓練を公園で、防災拠点防災訓練を中学校で実施します。
- ◇ 訓練の実行は、行政の指導に基づき、自治会防災部や防災拠点運営委員会が企画して、書記、ブロック長、班長等、自治会役員も参加して行います。
- ◇ 防災訓練は必要に応じて、青葉消防署（青葉台支所）への協力を依頼します。
- ◇ 訓練実施の結果は、自治会回覧および掲示板や自治会ホームページで周知します。

- ◇ 防災部長は、訓練の計画、実行結果、周知状況を整理し、記録を保管します。
- ◇ 課題：自治会員以外の住民も防災拠点の支援対象者なので、訓練他防災拠点情報の共有を検討すること。
  - ・ 非会員への現行の情報共有手段は、①ホームページ、②掲示板掲示、③広報配布に合わせた周知文配布（自治会長判断で実施）

### 9.3.2 運営委員訓練

- ◇ 運営委員は、谷本中拠点の開設、維持の訓練を、以下のタイミングで年2回以上実施する。
  - ・ 防災訓練実施時
  - ・ 運営委員長の指示する時
- ◇ 訓練実施の結果は、行政委員、学校委員等、全運営委員で共有する他、自治会回覧および自治会ホームページで周知する。
- ◇ 防災部長は、訓練の計画、実行結果、周知状況を整理し、記録を保管する。

## 9.4 コミュニケーション体制（課題：組織体系見直し）

### 9.4.1 自治会防災部

- ◇ 目的
  - ① 谷本中学校地域防災拠点運営委員（以下運営委員）会の活動を企画、管理する
  - ② 自治会の防災活動を企画、管理する
  - ③ 上記の活動を実行、運営する
- ◇ 組織（概要）
  - ・ 防災部長
    - 自治会役員から選任する。
    - 同時に防災拠点運営委員として同委員会副委員長を兼務する。
    - 自治会長とともに、自治会役員、防災拠点運営委員としての管理責任を負う。
  - ・ 部員
    - 防災部長、自治会長、自治会部員(後述)、活動員(後述)、アドバイザー(後述)の総体を「部員」とする。
    - 部員は防災部員名簿に登録する。
  - ・ 自治会部員
    - 自治会役員であり、運営委員となる要員。
    - 自治会役員、運営委員としての実行責任を負う。
    - 企画員（後述）は、他の自治会役職の有無にかかわらず、すべて自治会部員とする。
    - 防災部名簿に登録するほか、自治会役員名簿にも登録する。
  - ・ 活動員
    - 防災部長の求めに応じて部員と同様に防災活動を行う、家庭防災員を含む、有志ボランティア。
    - 運営委員に選任された場合は、運営委員としての実行責任を負う。
  - ・ アドバイザー
    - 家庭防災員資格、防災ライセンス、自治会役員経験等に基づき、人的資源として防災部名簿に登録する。
    - 本人の同意に基づき、防災部長は活動員としての活動を要請する。
  - ・ 企画会議
    - 防災部長を議長として、防災部および運営委員会の活動の企画を行う。
    - 防災部長が選任する企画員により開催する。
    - 自治会長は企画員として企画会議に参画する。
- ◇ 組織（構成）
  - ・ 企画会議
    - 議長：防災部長
    - 企画員：

- ◇ 自治会長
- ◇ 運営委員/庶務班長
- ◇ 運営委員/物資班長
- ◇ 運営委員/情報班長
- ◇ 運営委員/救護班長
- ◇ 防災部長の選任する者
- 部員（自治会部員）
  - ◇ 企画員
  - ◇ 総務
  - ◇ 書記
  - ◇ 民生委員長
  - ◇ 子供会会長
  - ◇ 梅和会会長
  - ◇ 上のほかに防災部長の選任する者
- ◇ 防災部名簿
  - 防災部長は、「組織（概要）」に記載した防災部の各要員を防災部名簿に登録する。
  - 名簿は年1回以上見直しを行う。
  - 名簿の書式は「O 防災部名簿」に基づく

#### 9.4.2 運営委員会

- ◇ 構成、責務等は「4 谷本中拠点の組織と構成」に定める。
- ◇ 運営委員名簿
  - 運営委員長は、運営委員を防災部名簿（「11.2 運営委員名簿」）に登録する。
  - 名簿は年1回以上見直しを行う。
  - 名簿の書式は「11.2 運営委員名簿」に基づく

#### 9.4.3 谷本連合自治会との連携

（課題：平常時のコミュニケーションや防災訓練のことを書く）

#### 9.4.4 家庭防災員との連携

（課題：防災部に活動員として入ってもらうこと、議事等決定事項の周知、防災訓練への参加要請、発災時の対応等を書く）

#### 9.4.5 谷本中学校との連携

（課題：平常時のコミュニケーションや防災訓練のことを書く）

以上